

国保、後期高齢者医療制度の紙の保険証の有効期限が7月末で終了

●原則、「マイナ保険証」あるいは「資格確認書」での受診となります。

本年7月31日をもって、国保、後期高齢者医療制度の現行の紙の保険証の有効期限が切れます。8月1日からは、原則、「マイナ保険証」か「資格確認書」での保険資格確認となります。他の保険も有効期限が切れれば同様の取扱いになります。「協会けんぽ」など有効期限のない保険証は、本年12月2日以降は使用できなくなります。

●誤って、有効期限が終了した保険証や「資格情報のお知らせ」のみを持参した場合

国保及び後期高齢者医療制度加入者には、古い保険証に記載されている被保険者番号等により、医療機関のオンライン資格確認システムで資格情報が確認されれば、10割負担を求めないことになっています（2026年3月末までの暫定措置）。被雇用者が加入する健康保険には今のところ適用はありません。

※「資格確認情報のお知らせ」使用時は、マイナンバーカードの提示も必要です。

☆「マイナ保険証」をやめて「資格確認書」を使用したい場合

ご自身が加入している保険者に、「マイナ保険証」の利用登録の解除を申請します。国保、後期高齢者医療制度の場合は、自治体の窓口相談を（後期高齢者には、今年は全員に「資格確認書」が送られてきます）。

☆「マイナ保険証」はやめずに「資格確認書」を使用したい場合

「マイナ保険証」の利用登録の解除まではしないものの、実際には医療機関窓口での「マイナ保険証」利用が困難なため「資格確認書」を使用したい場合も、各保険者に申請して「資格確認書」を受け取ることができます。

高知保険医協会

高知市河ノ瀬町41-1-4 F
TEL. 088-832-5231